

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 22 日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第 100 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表こもろ荘の項中

「中川区富田町大字千音寺」を「中川区千音寺一丁目」に改め、同表

千音寺荘の項中

「中川区富田町大字千音寺・大字服部」を「中川区千音寺五丁目」に

改め、同表西尼ヶ塚荘の項中

「中川区富田町大字千音寺」を「中川区千音寺一丁目」に改め、同表

宮田荘の項中

「中川区新家一丁目」を「中川区赤星三丁目
中川区新家一丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月23日から施行する。